

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格認定及び保険給付に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、国民健康保険資格認定及び保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を持って個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松阪市長

## 公表日

令和7年8月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5									
システム2									
①システムの名称	給付システム								
②システムの機能	<p>1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム3									
①システムの名称	健康管理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診の検診受付を記録する機能</li> <li>・特定健診における受診券の発行機能</li> <li>・特定健診の検診状況を管理する機能</li> <li>・特定健診の検診内容を入力管理できる機能</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>1.宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>2.宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能</p> <p>3.中間サーバー連携機能:中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能</p> <p>4.既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 : 中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供記録等を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワーク(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 : バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



システム8									
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>								
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転入地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転入地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム9									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(i)資格履歴管理(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。</li> <li>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</li> </ul> <p>(ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</li> </ul> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i)機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。</li> <li>・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</li> </ul> <p>(ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</li> </ul> <p>(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</li> </ul> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム11～15									
システム16～20									

### 3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険給付情報ファイル、資格情報ファイル

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第24条  国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号) 国民健康保険法 第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項及び第2項
--------	--

### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(主務省令)第二条  <情報提供の根拠> 2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <情報照会の根拠> 48、69、70の項  (オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

### 7. 他の評価実施機関

--	--

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付情報ファイル、資格情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市区町村事務処理標準システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を保有するもの
その必要性	国民健康保健事務における資格管理、給付管理を正確に効率的に実施するため
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 対象者を正確に特定するため</li> <li>・連絡先等情報: 国民健康保険の被保険者の資格及び給付関係の基本情報として管理するため</li> <li>・業務関係情報: 適正な負担区分、課税区分を把握し、医療情報等を元に適正な給付事務を行う必要があるため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	松阪市健康福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 税務部市民税課、収納課、介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 公共職業安定所 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村、後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者、三重県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な保険資格管理、保険給付業務を行うため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保険年金課、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。 ①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新 ②高齢受給者証等各種証の交付 ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ④レセプトの管理 ⑤医療機関情報の管理 ⑥口座情報の管理 ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導 ⑧国民健康保険団体連合会に委託する療養の給付に係る審査及び支払に関する事務	
情報の突合	必要に応じて、国民健康保険事務にて保有する情報と、住民記録システム、住民税システム等との情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 3 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	
住民情報システム保守業務委託	
①委託内容	国民健康保険システム保守業務委託
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※
	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b>	
プリンティング作業、封入封緘作業委託	
①委託内容	プリンティング作業、封入封緘作業
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※
	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。	
⑥再委託事項	帳票印刷業務、封入封緘業務
<b>委託事項3</b>	
療養の給付に係る審査及び支払に関する事務(国民健康保険法第45条第5項)	
①委託内容	療養の給付に係る審査及び支払に関する事務(国民健康保険法第45条第5項)
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※
	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b>	
資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第2項に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第9条第2項に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	資格の異動があった都度

<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	環境生活部戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民票への記載
③移転する情報	国民健康保険の加入、脱退の記録
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	資格の異動があった都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 【保管】

#### 1. 本市における措置

##### (1) 本市庁舎における措置

- ① 電子ファイルは松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバに保管されている。また、シンクライアント方式であるため、本庁舎内の物理端末にデータは保存されていない。
- ② サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要である
- ③ 届出書類については鍵付きの書庫に保管している。

##### (2) ガバメントクラウドにおける措置

① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

ア) ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

イ) 日本国内でのデータ保管を条件としていること。

② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

#### 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

(2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### 【消去】

#### 1. 本市における措置

##### (1) 本市庁舎における措置

① 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。

② 届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。

廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。

##### (2) ガバメントクラウドにおける措置

① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。

#### 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。

(2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。

(3) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険資格ファイル

- 1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用区分コード、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保マ、128.証種別区分、129.退職該当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職非該当退職異動事由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称コード、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との続柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判定事由コード、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コード、165.低所得区分コード、166.申請区分コード、167.申請年月日、168.住民税非課税該当コード、169.世帯非課税区分コード、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最高所得額、172.高齢者老人該当人数、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨市町村所得割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得データ区分、180.所得データ取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者に到達年分フラグ、189.被保険者数16歳未満、190.被保険者数19歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧ただし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分01、197.負担区分02、198.負担区分03、199.負担区分04、200.負担区分05、201.負担区分06、202.負担区分07、203.負担区分08、204.負担区分09、205.負担区分10、206.負担区分11、207.負担区分12、208.処理年月日、209.発効期年月日、447.総合短期損通所得額、448.総合長期損通所得額、449.短期一般損通所得額、450.短期軽減損通所得額、451.長期一般損通所得額、452.長期特定損通所得額、453.長期軽減損通所得額、454.長期特別損通所得額、455.土地等雑損通所得額、456.超短期損通所得額、457.山林損通所得額、458.株式譲渡損通所得額、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備考、255、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護2号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分01、239.課税区分02、240.課税区分03、241.課税区分04、242.課税区分05、243.課税区分06、244.課税区分07、245.課税区分08、246.課税区分09、247.課税区分10、248.課税区分11、249.課税区分12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.縣市名漢字、268.現住所地方番書、269.現住所郵便番号、270.前住所コード、271.前住所地方番書、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所地番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名称、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分コード、290.給付差止コード、291.完納国保データフラグ、292.処分基準課税年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期間、295.処分基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザID、306.承認種別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーザID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月日、313.相談者氏名漢字、314.相談者続柄コード、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザID、318.国保納税相談文章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、331.サブ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住民税整理番号、339.賦課資料区分コード、340.書式区分、341.無職無収入コード、342.均等割区分、343.均等割パターン番号、344.営業所得額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主たる給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公的年金支払額、367.年金雑所得額、368.その他雑所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総合譲渡長期差引額、373.総合譲渡特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽減所得額、392.長期軽減差引額、393.長期軽減特別控除額、394.長期特別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等雑所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額、400.株式譲渡一般分所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、410.都道府県源泉退職所得割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文1、417.特例適用条文2、418.特例適用条文3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対象金額、424.免税所得額、425.肉用牛売却価格、426.肉用牛免税対象所得額、427.肉用牛免税対象外所得額、428.非課税所得額、429.申告0円所得区分01、430.申告0円所得区分02、431.申告0円所得区分03、432.申告0円所得区分04、433.申告0円所得区分05、434.申告0円所得区分06、435.申告0円所得区分07、

436.申告0円所得区分08、437.申告0円所得区分09、438.申告0円所得区分10、439.最高所得区分、440.総所得金額、441.合計所得金額、442.総所得金額等、443.所得税総所得金額、444.所得税合計所得金額、445.所得税総所得金額等、446.総所得損通所得額、449.商品先物取引損通所得額、460.退職損通所得額、461.所得税総所得損通所得額、462.所得税総合短期損通所得額、463.所得税総合長期損通所得額、464.所得税短期一般損通所得額、465.所得税短期軽減損通所得額、466.所得税長期一般損通所得額、467.所得税長期特定損通所得額、468.所得税長期軽減損通所得額、469.所得税長期特別損通所得額、470.所得税土地等雑損通所得額、471.所得税超短期損通所得額、472.所得税株式譲渡損通所得額、473.所得税商品先物取引損通所得額、474.所得税山林損通所得額、475.所得税退職損通所得額、476.雑損控除額、477.医療費控除額、478.社会保険料控除額、479.小規模共済控除額、480.生命保険料控除額、481.所得税生命保険料控除額、482.生命保険料支払額、483.個人年金保険料支払額、484.損害保険料控除額、485.所得税損害保険料控除額、486.損害保険料支払額、487.長期損害保険料支払額、488.寄付控除額、489.寄付控除額、490.所得税寄付金控除額、491.合計控除額、492.所得税合計控除額、493.控対配該当コード、494.配偶者区分、495.配特有無区分、496.配偶者特別控除額、497.所得税配偶者特別控除額、498.配偶者合計所得金額、499.扶養一般該当人数、500.扶養年少該当人数、501.扶養特定該当人数、502.扶養老人該当人数、503.扶養同居老人該当人数、504.扶養特障該当人数、505.扶養同居特障該当人数、506.扶養普障該当人数、507.未成年該当コード、508.老年人該当コード、509.寡婦該当コード、510.障害者該当コード、511.勤労学生該当コード、512.住民税申告区分、513.本専区分、514.配専区分、515.青色専従該当人数、516.白色専従該当人数、517.専従者控除額、518.繰越損失額、519.純損失額、520.譲渡繰越損失額、521.雑損失額、522.特定株式損失額、523.当年純損失額、524.当年譲渡繰越損失額、525.当年雑損失額、526.当年特定株式損失額、527.前純損失額、528.前譲渡繰越損失額、529.前雑損失額、530.前特定株式損失額、531.前々純損失額、532.前々譲渡繰越損失額、533.前々雑損失額、534.前々特定株式損失額、535.所得税総所得課税額、536.所得税短期一般課税額、537.所得税短期軽減課税額、538.所得税長期一般課税額、539.所得税長期特定課税額、540.所得税長期軽減課税額、541.所得税長期特別課税額、542.所得税土地等雑課税額、543.所得税超短期課税額、544.所得税株式課税額、545.所得税商品先物取引課税額、546.所得税山林課税額、547.所得税退職課税額、548.総所得所得税額、549.短期一般所得税額、550.短期軽減所得税額、551.長期一般所得税額、552.長期特定所得税額、553.長期軽減所得税額、554.長期特別所得税額、555.土地等雑所得税額、556.超短期所得税額、557.株式所得税額、558.商品先物取引所得税額、559.山林所得税額、560.退職所得税額、561.所得税配当控除額、562.住宅借入金特別控除額、563.その他特別控除額、564.定率控除前所得税額、565.所得税災害減免額、566.所得税外国税額控除額、567.所得税特別減税額、568.所得税定率控除額、569.定率控除後所得税額、570.所得税額、571.所得税額チェックフラグ、572.総所得課税額、573.短期一般課税額、574.短期軽減課税額、575.長期一般課税額、576.長期特定課税額、577.長期軽減課税額、578.長期特別課税額、579.土地等雑課税額、580.超短期課税額、581.株式課税額、582.商品先物取引課税額、583.山林課税額、584.退職課税額、585.市町村総所得所得割額、586.市町村短期一般所得割額、587.市町村短期軽減所得割額、588.市町村長期一般所得割額、589.市町村長期特定所得割額、590.市町村長期軽減所得割額、591.市町村長期特別所得割額、592.市町村土地等雑所得割額、593.市町村超短期所得割額、594.市町村株式所得割額、595.市町村商品先物取引所得割額、596.市町村山林所得割額、597.市町村退職所得割額、598.市町村算出所得割額、599.市町村配当控除額、600.市町村外国税額控除額、601.市町村調整額、602.市町村特別減税額、603.市町村定率控除額、604.市町村免税額、605.市町村所得割額、606.市町村端数切捨所得割額、607.市町村特別減税前所得割額、608.市町村定率控除前所得割額、609.市町村市民税額、610.都道府県総所得所得割額、611.都道府県短期一般所得割額、612.都道府県短期軽減所得割額、613.都道府県長期一般所得割額、614.都道府県長期特定所得割額、615.都道府県長期軽減所得割額、616.都道府県長期特別所得割額、617.都道府県土地等雑所得割額、618.都道府県超短期所得割額、619.都道府県株式所得割額、620.都道府県商品先物取引所得割額、621.都道府県山林所得割額、622.都道府県退職所得割額、623.都道府県算出所得割額、624.都道府県配当控除額、625.都道府県外国税額控除額、626.都道府県調整額、627.都道府県特別減税額、628.都道府県定率控除額、629.都道府県免税額、630.都道府県所得割額、631.都道府県端数切捨所得割額、632.都道府県特別減税前所得割額、633.都道府県定率控除前所得割額、634.都道府県均等割額、635.都道府県市民税額、636.所得割非課税フラグ、637.均等割非課税フラグ、638.年税額、639.市町村所得割減免額、640.市町村均等割減免額、641.都道府県所得割減免額、642.都道府県均等割減免額、643.予備金額1、644.予備金額2、645.予備金額3、646.予備金額4、647.予備金額5、648.予備項目1、649.予備項目2、650.予備項目3、651.予備項目4、652.予備項目5、653.株式譲渡上場所得額、654.所得税株式譲渡上場所得額、655.所得税株式譲渡所得額、656.株式譲渡フラグ、657.株式譲渡上場損通所得額、658.所得税株式譲渡上場損通所得額、659.株式上場課税額、660.所得税株式上場課税額、661.肉牛軽減課税額、662.市町村株式上場所得割額、663.都道府県株式上場所得割額、664.市町村肉牛軽減所得割額、665.都道府県肉牛軽減所得割額、666.株式上場所得税額、667.肉牛軽減所得税額、668.株式含む合計所得金額、669.先物取引損失額、670.当年先物取引損失額、671.前々先物取引損失額、672.前々先物取引損失額、673.配当割控除額、674.株式譲渡割控除額、675.市町村定率控除後所得割額、676.都道府県定率控除後所得割額、677.控除超過額、678.居住用特定譲渡所得額、679.居住用特定損失額、680.市町村株式譲渡配当割控除額、681.都道府県株式譲渡配当割控除額、682.市町村65歳以上の特例控除額、683.都道府県65歳以上の特例控除額、684.市町村調整控除額、685.都道府県調整控除額、686.市町村控除不足額、687.都道府県控除不足額、688.市町村内充当額、689.都道府県内充当額、690.市町村外充当額、691.都道府県外充当額、692.標準税率市町村総所得、693.標準税率市町村山林、694.標準税率市町村退職、695.標準税率市町村算出所得割、696.標準税率市町村調整額、697.標準税率定率控除前市町村所得割、698.標準税率定率控除後市町村所得割額、699.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、700.標準税率市町村所得割、701.標準税率市町村所得割端数切捨、702.標準税率市町村均等割、703.標準税率都道府県総所得、704.標準税率都道府県山林、705.標準税率都道府県退職、706.標準税率都道府県算出所得割、707.標準税率都道府県調整額、708.標準税率定率控除前都道府県所得割、709.標準税率定率控除後都道府県所得割額、710.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、711.標準税率都道府県所得割、712.標準税率都道府県所得割端数切捨、713.標準税率都道府県均等割、714.政党等寄付金特別控除額、715.耐震改修特別控除額、716.住宅借入金特別控除可能額、717.市町村住宅借入金特別控除可能額、718.都道府県住宅借入金特別控除可能額、719.市町村税源移譲減額、720.都道府県税源移譲減額、721.標準税率市町村税源移譲減額、722.標準税率都道府県税源移譲減額、723.国税更正日、724.入力部署名、725.優先区分、726.繰越損失軽減純損失額、727.繰越損失軽減譲渡損失額、728.推定所得額、729.控対配扶養合計人数、730.老配老人扶養合計人数、731.所得合計額、732.分離配当所得額、733.株式配当損失額、734.分離配当課税額、735.山林純損失額、736.適用開始年月日、737.適用開始届出年月日、738.適用開始事由国保異動事由、739.適用終了年月日、740.適用終了届出年月日、741.適用終了事由国保異動事由

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(2) 国民健康保険給付ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.レセプト管理番号、39.履歴番号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47.旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58.請求年月、59.レセプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レセプト管理番号、63.レセプトデータ区分、64.事業区分、65.処理区分、66.データ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号、73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事項コード4、89.特記事項コード5、90.マル公区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤一部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.てんかん指導フラグ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GoAフラグ、166.歯科補綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問リハビリ科フラグ、173.訪問薬剤医科フラグ、174.訪問栄養医科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問薬剤医科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪査フラグ、180.管理療養費訪査フラグ、181.寝たきり老人在総診フラグ、182.疾病コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保食事患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.ブライ表示、227.過誤保留フラグ、228.資格エラーフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査年月日、232.再審査理由コード、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コード、238.明細書件数、239.高額明細件数、240.課税区分、241.世帯負担区分、242.年間該当回数、243.多数該当フラグ、244.薬剤一部負担額、245.合計一部負担額、246.高齢外来限度額、247.高齢外来高額、248.高齢外来貸付額、249.高齢外来償還額、250.高齢世帯合算対象額、251.高齢世帯限度額、252.高齢世帯高額、253.高齢世帯貸付額、254.高齢世帯償還額、255.世帯合算対象額、256.世帯限度額、257.世帯高額、258.世帯貸付額、259.世帯償還額、260.個人合算対象額、261.個人合算限度額、262.個人合算高額、263.個人合算貸付額、264.個人合算償還額、265.限度額、266.高額療養費、267.貸付額、268.支払確定額、269.事前受付管理番号、270.事前受付明細番号、271.貸付管理番号、272.貸付明細番号、273.支払管理番号、274.支払明細番号、275.高齢者負担区分、276.診療実日数、277.取込データ区分、278.訂正有無フラグ、279.最新フラグ、280.支払貸付区分、281.仮受フラグ、282.承認番号、283.受付年月日、284.レセプト取込対象フラグ、285.レセプト取込済フラグ、286.医療機関区分、287.傷病コード、288.発病負傷年月日、289.療養期間開始年月日、290.療養期間終了年月日、291.負担割合、292.高額現物、293.公費負担者番号、294.受給者番号、295.公費点数、296.公費総医療費、297.公費限度額、298.公費指定公費負担額、299.公費薬剤一部負担金、300.支払済額、301.負担金額、302.受付管理番号、303.個人窓口支払管理番号、304.個人口座支払管理番号、305.受領委任支払管理番号、306.出生児個人番号、307.出生児氏名、308.出生年月日、309.妊娠週数、310.双子区分、311.死産区分、312.受領委任フラグ、313.委任医療機関県コード、314.委任医療機関点数区分、315.委任医療機関番号、316.直接支払区分、317.請求書管理番号、318.出産数、319.産科医療補償制度対象分娩区分、320.エラーコード、321.エラー有無区分、322.取込年月、323.請求区分、324.保険者番号、325.分娩区分、326.分娩機関管理番号、327.加入制度区分、328.妊婦氏名、329.在胎週数、330.出産年月日、331.入院日数、332.入院料、333.室料差額、334.分娩介助料、335.分娩料、336.新生児管理保育料、337.検査薬剤料、338.処置手当料、339.産科医療補償制度額、340.その他額、341.一部負担金、342.妊婦合計負担額、343.代理受取額、344.備考、345.取込分娩区分、346.取込退職区分、347.取込回数区分、348.決定年月日、349.死亡者個人番号、350.死亡者氏名漢字、351.死亡年月日、352.葬祭年月日、353.支払科目区分、354.支払方法区分、355.振込先区分、356.支払承認区分、357.支払有無フラグ、358.支払額、359.充当額、360.増減調整額、361.申請年月日、362.承認年月日、363.支払年月日、364.申請者個人番号、365.申請者氏名、366.申請者郵便番号、367.申請者住所、368.申請者地番、369.申請者方書、370.振込先個人番号、371.口座履歴番号、372.振込先

医療機関コード、373.振込先医療機関点数区分、374.振込先医療機関番号、375.税目コード、376.口座登録区分、377.掲載希望区分、378.口座優先区分、379.備考1、380.予約順、381.取込区分、382.点検年月、383.連合会独自区分、384.申請区分、385.過誤種類、386.訂正保険証番号、387.訂正個人番号、388.訂正氏名漢字、389.訂正生年月日、390.訂正性別、391.訂正本扶区分、392.訂正診療科目、393.訂正本人家族区分、394.訂正入外区分、395.訂正中特例該当コード、396.訂正総医療費、397.訂正国保一部負担額、398.訂正診療年月、399.過誤修正区分、400.過誤事由コード、401.レセプト反映フラグ、402.備考1、403.備考2、404.摘要1、405.摘要2、406.過誤再審査区分、407.過誤再審査コード、408.過誤再審査事由、409.喪失異動年月日、410.喪失届出年月日、411.提出保険者番号、412.支給申請書整理番号、413.支給申請区分、414.申請対象年度、415.被保険者証番号、416.被保険者氏名カナ、417.支給申請形態区分、418.申請者電話番号、419.取次年月日、420.自己負担額交付申請有無フラグ、421.被保険者証記号、422.被保険者氏名、423.性別コード、424.世帯所得区分、425.世帯所得区分2、426.被保険者資格喪失年月日、427.被保険者資格喪失事由、428.計算開始年月日、429.計算終了年月日、430.国保保険者番号給付用、431.国保被保険者証記号、432.国保被保険者証番号、433.国保世帯番号、434.国保資格区分、435.国保被保険者氏名、436.国保被保険者開始年月日、437.国保被保険者終了年月日、438.後期被保険者番号、439.後期被保険者番号、440.後期広域連合名称漢字、441.後期被保険者開始年月日、442.後期被保険者終了年月日、443.介護証記載被保険者番号、444.介護被保険者番号、445.介護被保険者氏名、446.介護被保険者開始年月日、447.介護被保険者終了年月日、448.口座管理番号、449.本店名漢字、450.支店名漢字、451.口座名義人カナ、452.振込先口座管理番号、453.加入歴01被保険者名、454.加入歴01加入開始年月日、455.加入歴01加入終了年月日、456.自己負担額証明書整理番号01、457.加入歴02被保険者名、458.加入歴02加入開始年月日、459.加入歴02加入終了年月日、460.自己負担額証明書整理番号02、461.加入歴03被保険者名、462.加入歴03加入開始年月日、463.加入歴03加入終了年月日、464.自己負担額証明書整理番号03、465.加入歴04被保険者名、466.加入歴04加入開始年月日、467.加入歴04加入終了年月日、468.自己負担額証明書整理番号04、469.加入歴05被保険者名、470.加入歴05加入開始年月日、471.加入歴05加入終了年月日、472.自己負担額証明書整理番号05、473.加入歴06被保険者名、474.加入歴06加入開始年月日、475.加入歴06加入終了年月日、476.自己負担額証明書整理番号06、477.加入歴07被保険者名、478.加入歴07加入開始年月日、479.加入歴07加入終了年月日、480.自己負担額証明書整理番号07、481.加入歴08被保険者名、482.加入歴08加入開始年月日、483.加入歴08加入終了年月日、484.自己負担額証明書整理番号08、485.加入歴09被保険者名、486.加入歴09加入開始年月日、487.加入歴09加入終了年月日、488.自己負担額証明書整理番号09、489.加入歴10被保険者名、490.加入歴10加入開始年月日、491.加入歴10加入終了年月日、492.自己負担額証明書整理番号10、493.保険者加入歴情報備考、494.送信日時、495.送信可能フラグ、496.保険制度コード、497.状態区分、498.自己負担額証明書整理番号、499.保険者名称、500.被保険者氏名漢字、501.突合用後期被保険者番号、502.突合用後期被保険者番号、503.突合用国保被保険者番号、504.突合用国保被保険者証番号、505.国保被保険者個人番号、506.異動区分、507.補正済自己負担額送付区分、508.証明対象年度、509.被保険者開始年月日、510.被保険者終了年月日、511.対象年度04月自己負担額1、512.対象年度04月自己負担額2、513.対象年度04月高額支給額1、514.対象年度04月高額支給額2、515.対象年度04月摘要、516.対象年度05月自己負担額1、517.対象年度05月自己負担額2、518.対象年度05月高額支給額1、519.対象年度05月高額支給額2、520.対象年度05月摘要、521.対象年度06月自己負担額1、522.対象年度06月自己負担額2、523.対象年度06月高額支給額1、524.対象年度06月高額支給額2、525.対象年度06月摘要、526.対象年度07月自己負担額1、527.対象年度07月自己負担額2、528.対象年度07月高額支給額1、529.対象年度07月高額支給額2、530.対象年度07月摘要、531.対象年度08月自己負担額1、532.対象年度08月自己負担額2、533.対象年度08月高額支給額1、534.対象年度08月高額支給額2、535.対象年度08月摘要、536.対象年度09月自己負担額1、537.対象年度09月自己負担額2、538.対象年度09月高額支給額1、539.対象年度09月高額支給額2、540.対象年度09月摘要、541.対象年度10月自己負担額1、542.対象年度10月自己負担額2、543.対象年度10月高額支給額1、544.対象年度10月高額支給額2、545.対象年度10月摘要、546.対象年度11月自己負担額1、547.対象年度11月自己負担額2、548.対象年度11月高額支給額1、549.対象年度11月高額支給額2、550.対象年度11月摘要、551.対象年度12月自己負担額1、552.対象年度12月自己負担額2、553.対象年度12月高額支給額1、554.対象年度12月高額支給額2、555.対象年度12月摘要、556.翌年01月自己負担額1、557.翌年01月自己負担額2、558.翌年01月高額支給額1、559.翌年01月高額支給額2、560.翌年01月摘要、561.翌年02月自己負担額1、562.翌年02月自己負担額2、563.翌年02月高額支給額1、564.翌年02月高額支給額2、565.翌年02月摘要、566.翌年03月自己負担額1、567.翌年03月自己負担額2、568.翌年03月高額支給額1、569.翌年03月高額支給額2、570.翌年03月摘要、571.翌年04月自己負担額1、572.翌年04月自己負担額2、573.翌年04月高額支給額1、574.翌年04月高額支給額2、575.翌年04月摘要、576.翌年05月自己負担額1、577.翌年05月自己負担額2、578.翌年05月高額支給額1、579.翌年05月高額支給額2、580.翌年05月摘要、581.翌年06月自己負担額1、582.翌年06月自己負担額2、583.翌年06月高額支給額1、584.翌年06月高額支給額2、585.翌年06月摘要、586.翌年07月自己負担額1、587.翌年07月自己負担額2、588.翌年07月高額支給額1、589.翌年07月高額支給額2、590.翌年07月摘要、591.宛先氏名漢字、592.宛先郵便番号、593.宛先住所、594.証明書発行年月日、595.証明書発行者名、596.証明書発行者郵便番号、597.証明書発行者漢字住所、598.問合せ先郵便番号、599.問合せ先住所、600.問合せ先名称1、601.問合せ先名称2、602.問合せ先電話番号、603.計算結果送付先郵便番号、604.計算結果送付先漢字住所、605.計算結果送付先名称1、606.計算結果送付先名称2、607.計算結果送付先電話番号、608.窓口払対象者判定コード、609.支払場所名漢字、610.支払開始年月日、611.支払終了年月日、612.支払開始曜日、613.支払終了曜日、614.支払開始時間、615.支払終了時間、616.備考欄、617.受信年月日、618.送信年月日、619.処理年月、620.被害者個人番号、621.処理状況コード、622.委託区分、623.仮受付年月日、624.委託年月日、625.除外年月日、626.完了年月日、627.事故発生日時、628.事故発生場所、629.事故原因、630.診療期間開始年月日、631.診療期間終了年月日、632.症状固定日、633.加害者個人番号、634.加害者氏名カナ、635.加害者氏名漢字、636.加害者郵便番号、637.加害者住所、638.加害者生年月日、639.加害者電話番号、640.加害者職業、641.保有者個人番号、642.保有者氏名漢字、643.保有者郵便番号、644.保有者住所、645.保有者生年月日、646.保有者電話番号、647.加害者ととの関係、648.転医先医療機関点数区分、649.転医先医療機関コード、650.転医先医療機関番号、651.自賠償保険有無フラグ、652.自賠償保険会社名、653.自賠償保険会社支店名、654.自賠償保険会社課名、655.自賠償保険会社担当者名、656.自賠償保険会社電話番号、657.自賠償保険証明書番号、658.任意保険有無フラグ、659.任意保険会社名、660.任意保険会社支店名、661.任意保険会社課名、662.任意保険会社担当者名、663.任意保険会社電話番号、664.任意保険証明書番号、665.連合会整理番号、666.連合会担当者名、667.求償率、668.療養分損害賠償額、669.食事分損害賠償額、670.高額分損害賠償額、671.福祉分損害賠償額、672.療養分請求額、673.食事分請求額、674.高額分請求額、675.福祉分請求額、676.請求先区分、677.義務者氏名漢字、678.義務者郵便番号、679.義務者結合住所、680.義務者電話番号、681.明細番号、682.給付種別コード、683.レセプト全国共通キー、684.事故外金額、685.事故金額、686.保険給付額、687.食事療養費、688.送付年月日、689.管理番号、690.年度、691.通知書番号、692.不当科目コード、693.若人前期区分、694.費用額、695.食事基準額、696.食事保険者負担額、697.食事患者負担額、698.公費食事患者負担額、699.公費食事負担額、700.公費食事保険者負担額、701.請求額、702.納付済額、703.不当理由コード、704.国保異動事由、705.国保異動年月日、706.国保届出年月日、707.戻入区分、708.納期限、709.領収日、710.収納日、711.納付書発行日、712.通知書発行年月日、713.督促発行年月日、714.催告発行日、715.CPU連番、716.国保履歴番号、717.国保有効フラグ、718.保険証番号内連番、719.取得事由国保異動事由、720.取得国保異動区分、721.取得開始年月日、722.取得届出年月日、723.取得時効年月日、724.喪失事由国保異動事由、725.喪失国保異動区分、726.喪失時効年月日、727.続柄コード、728.記載順位、729.次CPU連番、730.前CPU連番、731.国保世帯最新フラグ、732.国保個人最新フラグ、733.抹消フラグ、734.保険証番号結合処理年月日、735.保険証番号結合コンピュータ名、736.保険証番号結合ユーザ名、737.個人番号結合処理年月日、738.個人番号結合コンピュータ名、739.個人番号結合ユーザ名、740.取得旧被扶養者区分、741.喪失旧被扶養者区分、742.給付開始年月日、743.退職該当退職異動事由区分、744.退職該当異動年月日、745.退職該当届出年月日、746.退職該当時効年月日、747.退職非該当退職異動事由区分、748.退職非該当異動年月日、749.退職非該当届出年月日、750.退職非該当時効年月日、751.国保年金名称コード、752.国保年金種別コード、753.年金取得年月日、754.国保扶養事由区分、755.扶養開始年月日、756.本人の個人番号、757.本人との続柄コード、758.対象年度、759.課税区分01、760.課税区分02、761.課税区分03、762.課税区分04、763.課税区分05、764.課税区分06、765.課税区分07、766.課税区分08、767.課税区分09、768.課税区分10、769.課税区分11、770.課税区分12、771.負担区分01、772.負担区分02、773.負担区分03、774.負担区分04、775.負担区分05、776.負担区分06、777.負担区分07、778.負担区分08、779.負担区分09、780.負担区分10、781.負担区分11、782.負担区分12、783.処理年月日、784.判定連番、785.判定負担区分、786.前回負担区分、787.途中変更負担区分、788.途中変更適用年月日、789.判定事由コード、790.判定事由該当年月日、791.適用

年月日、792.国保再判定区分、793.一定以上所得区分コード、794.低所得区分コード、795.申請区分コード、796.住民税非課税該当コード、797.世帯非課税区分コード、798.低所得用合計所得額、799.世帯内最高所得額、800.高齢者老人該当人数、801.高齢者老人判定所得額、802.資料区分、803.市町村均等割額、804.端数切捨済市町村所得割額、805.課税所得金額、806.課税非課税区分コード、807.所得データ区分、808.所得データ取込年月日、809.所得取込み区分、810.入力年月日、811.前回世帯負担区分、812.世帯未申告区分、813.高齢者老人判定収入額、814.老人区分、815.高齢者到達予定フラグ、816.被保険者数16歳未満、817.被保険者数19歳未満、818.住民税課税所得金額、819.旧ただし書き所得不明フラグ、820.旧ただし書き所得、821.高齢者旧ただし書き所得合計、822.旧ただし書き所得判定適用フラグ、823.発効期年月日、824.該当終了年月日、825.長期入院該当年月日、826.高齢者該当非該当フラグ、827.国保認定申請国保備考欄、828.特定疾病認定区分



	具体的な管理方法	<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。</li> <li>・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員異動に伴う権限の付け替えは年度当初に一括で行い、年度途中の異動については随時行っている。これらの作業はシステム管理者により、管理者権限IDを用いて行われる。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによつて、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約の際に、個人情報取扱い特記事項を定め契約の要件としている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾書を別途取り交わし、再委託先においても当該委託業務にかかる委託契約書の「個人情報の取り扱い」および「機密の保持」について同等の義務を負わせると明記している。	
その他の措置の内容	委託者であっても、松阪市において国民健康保険システムを操作する場合は、操作者の操作した内容を記録し不正な利用が行われていないか監査証跡できる。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを三重県国民健康保険団体連合会委託のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>		







<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 ガバメントクラウドにおける措置  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松阪市総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付け
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	問い合わせ受付票を用意し、対応記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	6.評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 青木 俊夫	保険年金課長 中川 幸美	事後	事前通知事項に該当しない所属長の変更
平成28年10月28日	I 4.② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</li> <li>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第11条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条</li> </ul>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報をが含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条、第11条の2、15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p>	事前	事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正

平成28年12月28日	I 1 ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。          国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <p>①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新          ②高齢受給者証等各種証の交付          ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給          ④レセプトの管理          ⑤医療機関情報の管理          ⑥口座情報の管理          ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導</p>	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。          国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <p>①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新          ②高齢受給者証等各種証の交付          ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給          ④レセプトの管理          ⑤医療機関情報の管理          ⑥口座情報の管理          ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導          ⑧国民健康保険団体連合会に委託する療養の給付に係る審査及び支払に関する事務</p>	事前	
平成28年12月28日	I 2システム6		伝送通信ソフト(国保連)	事前	
平成28年12月28日	II 3 ⑤使用方法	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。          国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <p>①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新          ②高齢受給者証等各種証の交付          ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給          ④レセプトの管理          ⑤医療機関情報の管理          ⑥口座情報の管理          ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導</p>	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。          国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <p>①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新          ②高齢受給者証等各種証の交付          ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給          ④レセプトの管理          ⑤医療機関情報の管理          ⑥口座情報の管理          ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導          ⑧国民健康保険団体連合会に委託する療養の給付に係る審査及び支払に関する事務</p>	事前	
平成28年12月28日	II 4 委託事項3	なし	療養の給付に係る審査及び支払に関する事務	事前	

	I 2 システム7	なし	国保総合(国保集約)システムについて記載	事後	事前通知事項に該当しない
	I 6 ①部署名 II 2 ⑥事務担当部署 II 3 ④使用の主体 使用部署 IV 2 ①連絡先	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	事前通知事項に該当しない
	II 3 ①入手元	[○]評価実施期間内の他部署(税務部市民税課、収納課、介護保険課)	[○]評価実施期間内の他部署(総務部市民税課、収納課、介護保険課)	事後	事前通知事項に該当しない
	II 3 ①入手元	[○]その他(医療保険者)	[○]その他(医療保険者、三重県国民健康保険団体連合会)	事後	事前通知事項に該当しない
	II 3 ②入手方法	[ ]専用線	[○]専用線	事後	事前通知事項に該当しない
	II 4 委託の有無	2件	3件	事後	事前通知事項に該当しない
	II 4 委託事項4	なし	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務を記載	事後	事前通知事項に該当しない
	II 5 移転先2	福祉ささえあい課	地域福祉課	事後	事前通知事項に該当しない

	Ⅲ 2 リスク リスクに対する措置の内容	なし	<国保連合会からの入手>について追記	事後	事前通知事項に該当しない
	Ⅲ 3 リスク1 リスクに対する措置の内容	なし	<国保総合PCにおける措置>について追記	事後	事前通知事項に該当しない
	Ⅲ 3 リスク2 具体的な管理方法	なし	<国保総合PCにおける措置>について追記	事後	事前通知事項に該当しない
	Ⅲ 4 リスク 特定個人情報ファイルの取扱い の委託におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	なし	<国保連合会における措置>について記載	事後	事前通知事項に該当しない
	Ⅲ 7 リスク 特定個人情報の保険・消去にお けるその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	なし	<国保総合PCにおける措置>について追記	事後	事前通知事項に該当しない
平成31年4月1日	I 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム7 ①システム の名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約シ ステム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」とい う。)	国保総合システムおよび国保情報集約システム (以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)	事後	

	<p>I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条、第11条の2、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42、43、44の項) ・別表第二省令第25条、第26条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42、43、44の項) ・別表第二省令第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	
	<p>I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名</p>	<p>保険年金課長 中川 幸美</p>	<p>保険年金課長</p>	事後	
	<p>IV2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先</p>	<p>松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>	<p>松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>	事後	

平成31年4月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	2015/7/8	2019/4/1	事後	
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	重要な変更当たらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	<p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報企画課が管理しているサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。</li> <li>・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能</li> <li>・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。</li> </ul> <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊または、データ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。</li> <li>・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。</li> </ul>	<p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。</li> <li>・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要</li> <li>・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。</li> </ul> <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。</li> <li>・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。</li> </ul>	事後	重要な変更当たらない既存システムの委託先の変更

令和4年2月10日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	2019/4/1	2022/2/10	事後	
令和4年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。          国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <p>①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新          ②高齢受給者証等各種証の交付          ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給          ④レセプトの管理          ⑤医療機関情報の管理          ⑥口座情報の管理          ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導          ⑧国民健康保険団体連合会に委託する療養の給付に係る審査及び支払に関する事務</p>	<p>【一部省略】          &lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	
令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)	資格管理システム	事前	

令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国保資格(資格、準資格、退職、旧国保被保険者、旧被扶養者、非自発的失業者 等)の管理</li> <li>②特定疾患、第三者行為、保険者情報の管理</li> <li>③課税区分・負担区分の判定・管理</li> <li>④各種証(保険証、資格証明書、高齢受給者証、限度額認定証、減額認定証、特定疾病証 等)の発行・管理</li> <li>⑤国保連合会提供用被保険者マスタ作成</li> <li>⑥支給の勧奨処理、支給手続きの受付処理、支給処理</li> <li>⑦支給実績の照会</li> <li>⑧医療機関情報の管理</li> <li>⑨口座情報の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 照会: 世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</li> <li>2. 異動処理: 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。</li> <li>3. 証発行管理: 保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。</li> <li>4. 前期高齢者判定</li> <li>5. 申請受付</li> <li>6. 滞納管理</li> <li>7. 保険証の一括更新</li> <li>8. 各種一覧表の出力</li> <li>9. 都道府県への報告資料の作成</li> <li>10. 宛名機能</li> <li>11. 庁内連携機能</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 追加		給付システム	事前	
令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 追加		<ul style="list-style-type: none"> <li>1. レセプト管理</li> <li>2. 申請受付</li> <li>3. 照会</li> <li>4. 支払</li> <li>5. 過誤・求償</li> <li>6. 高額介護合算</li> <li>7. 国民健康保険連合会データの取り込み</li> <li>8. 高額療養費の一括計算</li> <li>9. 各種帳票の発行</li> <li>10. 都道府県への報告資料の作成</li> <li>11. 宛名機能</li> <li>12. 庁内連携機能</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 追加		医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

<p>令和4年6月1日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 追加</p>		<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能  (i) 資格履歴管理(評価対象)  (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能  (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外)  (ii) 情報照会 及び  (iii) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <p>(iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p>	<p>事前</p>	
-----------------	---	--	---	-----------	--

令和4年6月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第24条</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</li> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)</li> <li>別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ※ 法令上の根拠	【一部省略】	<p>【一部省略】</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を保有するもの	市区町村事務処理標準システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を保有するもの	事前	

<p>令和4年6月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>届出者の窓口での本人確認を徹底することで、届出者以外の情報の入手は行わない。</p> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul>	<p>＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul>	<p>事前</p>	
<p>令和4年6月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置</p>	<p>リスク:必要な情報以外を入手されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容:国民健康保険システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡できる。</p>	<p>リスク:必要な情報以外を入手されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容:市区町村事務処理標準システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡できる。</p>	<p>事前</p>	

令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへアクセスできるユーザーの制限</li> <li>・システムの操作履歴の記録。</li> <li>・情報セキュリティ研修等を通じて、目的外利用の禁止を徹底する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul>	<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。</li> <li>・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。</li> <li>・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	使用可能ユーザーのみの登録、静脈認証	<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。</li> <li>・職員ごとにユーザーIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。</li> </ul>	事前	

令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<p>使用可能ユーザーのみの登録、静脈認証</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないこと</li> </ul> <p>よって、特定個人情報が不正に使用されること のリスクを軽減している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>	<p>使用可能ユーザーのみの登録、静脈認証</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員異動に伴う権限の付け替えは年度当初に一括で行い、年度途中の異動については随時行っている。これらの作業はシステム管理者により、管理者権限IDを用いて行われる。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないこと</li> </ul> <p>よって、特定個人情報が不正に使用されること のリスクを軽減している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクに対する措置	<国保連合会における措置>	<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p>	事前	
令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置	<p>&lt;松阪市における措置&gt;</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p>	<p>&lt;松阪市における措置&gt;</p> <p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p>	事前	
令和4年6月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	<p>&lt;市区町村事務処理標準システムにおける措置&gt;</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p>	事前	
令和4年6月1日	Ⅳ V 開示請求、問合せ・評価実施手続 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	<p>松阪市健康福祉部保険年金課</p> <p>〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1</p> <p>TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113</p> <p>E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>	<p>松阪市健康福祉部保険年金課</p> <p>〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1</p> <p>TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113</p> <p>E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>	事後	

<p>令和5年11月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤ 再委託の許諾方法</p>		<p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年11月1日</p>	<p>III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクに対する措置の内容</p>		<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	<p>事後</p>	

<p>令和6年12月2日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の3 0の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5 号) ・別表第一省令第24条 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の 項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定 める事務を定める命令(別表省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5 号) ・別表省令第24条  国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号) 国民健康保険法 第113条の3(連合会又は支払 基金への事務の委託) 第1項及び第2項</p>	<p>事前</p>	
------------------	---	---	--	-----------	--

<p>令和6年12月2日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42、43、44の項) ・別表第二省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第9条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(主務省令)第二条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 &lt;情報照会の根拠&gt; 48、69、70の項</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月2日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1</p>	<p>番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月2日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年12月2日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途</p>	<p>番号法別表第2に定める事務</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月2日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。</p> <p>【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。</p>	<p>【保管】 1. 本市における措置 ① 本市庁舎における措置 ① 電子ファイルは松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバに保管されている。また、シンククライアント方式であるため、本庁舎内の物理端末にデータは保存されていない。 ② サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要である。 ③ 届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 (2) ガバメントクラウドにおける措置 ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMADPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ア) ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 イ) 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 2. 中間サーバープラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【消去】 1. 本市における措置 (1) 本市庁舎における措置 ① 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ② 届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。 廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 (2) ガバメントクラウドにおける措置 ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしっかりと確認してデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。 2. 中間サーバープラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年12月2日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【保管場所】 ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・届出書等の紙資料については鍵付きの書庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバープラットフォームにおける措置&gt; 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書等の紙資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ①市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ②国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ③国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ④不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ⑤オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	<p>【保管場所】 ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・届出書等の紙資料については鍵付きの書庫に保管している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ① ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することになっており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないことになっている。</p> <p>&lt;中間サーバープラットフォームにおける措置&gt; 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書等の紙資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ①市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ②国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ③国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ④不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ⑤オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	<p>事前</p>	
------------------	---	---	--	-----------	--

<p>令和6年12月2日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>1.各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。 2.新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 3.毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。 4.情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。</p>	<p>1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月2日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2</p>	<p>移転先2:地域福祉課 ①法令上の根拠:番号法第9条第2項に基づく条例(予定) ②移転先における用途:医療費助成事務にて医療保険情報として使用 ③移転する情報:医療保険給付関係情報であって条例で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法:[○]庁内連携システム ⑦時期・頻度:資格の異動があった都度</p>	<p>移転先2:環境生活部戸籍住民課 ①法令上の根拠:住民基本台帳法第7条第10号 ②移転先における用途:住民票への記載 ③移転する情報:国民健康保険の加入、脱退の記録 ④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:10万人以上100万人未満 ⑥移転方法:[○]庁内連携システム ⑦時期・頻度:資格の異動があった都度</p>	<p>事前</p>	

令和6年12月2日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3</p>	<p>移転先3:環境生活部戸籍住民課</p> <p>①法令上の根拠:住民基本台帳法第7条第10号</p> <p>②移転先における用途:住民票への記載</p> <p>③移転する情報:国民健康保険の加入、脱退の記録</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:10万人以上100万人未満</p> <p>⑥移転方法:</p> <p>⑦時期・頻度:</p>		事前	
令和6年12月2日	<p>V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日</p>	2022/2/10	2024/12/1	事前	

<p>令和7年8月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>～～(一部省略)～～</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>～～(一部省略)～～</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>～～(一部省略)～～</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>～～(一部省略)～～</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 (3)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>事前</p>	
-----------------	--	--	--	-----------	--

<p>令和7年8月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>~~~~ (一部省略) ~~~~          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>~~~~ (一部省略) ~~~~          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作により実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>~~~~ (一部省略) ~~~~</p>	<p>~~~~ (一部省略) ~~~~          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>~~~~ (一部省略) ~~~~          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。          ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>~~~~ (一部省略) ~~~~</p>	<p>事前</p>	
-----------------	---	--	--	-----------	--

令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>1 ガバメントクラウドにおける措置  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>1 ガバメントクラウドにおける措置  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事前	
令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	-	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事前	